

「公園遊具修繕」仕様書

1 業務名

公園遊具修繕

2 業務の目的

利用者の利便性を回復するために、修繕するものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和7年5月30日まで

4 履行場所

壬生公園 : 中京区壬生森前町2-2他地内

竹間公園 : 中京区楠木町613他地内

5 業務内容

詳細については、別紙を参照

6 支払条件

業務完了後、履行場所において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、
本業務に係る経費を支払う。

位置図 ・ 現況写真



- ◆ すべり台の人研ぎ部分が薄くなり、使用者に擦過傷が生じる危険があるため修繕するもの。
- ◆ 表面ハツリのうえ、左官にて人研ぎ仕上げを行う。
- ◆ 破損している部材、周辺箇所の取り壊しと復旧、撤去した資器材の適正な処分を含む。

位置図・現況写真



- ◆ すべり台の一部に亀裂が生じており、衣服や指等が挟まれる危険があるため修繕するもの。
- ◆ 亀裂周辺を切削のうえ充填し、表面が滑らかになるよう仕上げる。
- ◆ 破損している部材、周辺箇所の取り壊しと復旧、撤去した資器材の適正な処分を含む。